

特殊詐欺犯罪の被害の抑止に向けた取組み強化に係る金融機関への 要請について(石川県)

平成 27 年 6 月 22 日

北陸財務局及び石川県警察本部は、石川県銀行協会並びに石川県信用金庫協会、石川県信用組合協会、北陸労働金庫、石川県信用農業協同組合連合会、石川県信用漁業協同組合連合会及びゆうちょ銀行金沢支店に対し、特殊詐欺犯罪の被害の抑止に向けた取組み強化について要請を行いました。

<要請事項の概要>

1. 金融機関窓口における水際対策の徹底

金融機関の店舗窓口において、高齢者による高額な預貯金の払出し請求があった場合には、次のとおり対応する。

- ・特殊詐欺犯罪に注意を促す声掛けの徹底や使途理由の確認
- ・警察からの指導もあることを説明した上で、口座振込み若しくは「自己宛小切手(記名式線引き)」の利用の勧め
- ・顧客の言動に不審な点が見受けられ特殊詐欺犯罪の疑いがあると認められる場合には、警察に通報

2. 金融機関のATMにおける水際対策の徹底

金融機関のATMにおいて、不自然な操作や行動あった場合(携帯電話機を使用しながらの操作、頻繁なATM利用、長時間のATM利用等)には、次のとおり対応する。

- ・特殊詐欺犯罪に注意を促す声掛けの徹底
- ・顧客の言動に不審な点が見受けられ特殊詐欺犯罪の疑いがあると認められる場合には、ATM操作を中止させ、利用目的を確認し、具体性が乏しい場合には、警察に通報

金融機関の出張所等の無人のATMやスーパーストア、コンビニエンスストア設置のATMについては、ATM本体に注意喚起表示するなどの被害者でも気づきやすい効果的な対策の実施

顧客に対するATM利用限度額の引下げの働き掛け

3. 地域の警察署と金融機関支店との連携

【本件に関する問い合わせ先】

北陸財務局 理財部 金融監督第一課

電話 076-292-7855(直通)